

(報告事項)

第1427回 経営委員会議案

2023年6月27日

「関連団体事業活動審査委員会報告」について

内部統制関係議決の「放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決」、
総務省の「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえ、
職務の状況を報告する。

第41回 関連団体事業活動審査委員会報告

第41回「関連団体事業活動審査委員会」概要

○ 開催 2023年2月1日(水) 16:00 ~ 17:30

○ 会場 放送センター21階 役員応接室

○ 委員

公認会計士	今井 靖容 * 委員長
弁護士	押野 雅史
学習院大学教授	小塚 莊一郎
NHK 理事	中嶋 太一
同 経営企画局長	吉野 真史
同 グループ経営戦略局長	
	江口 貴之

議事1 関連団体の事業活動に対する、外部からのご意見や苦情等

2022年度下半期に、外部からご意見や苦情等を受け付けた実績はなかった。

議事2 関連団体業務運営状況調査の状況

関連団体の関連団体運営基準の遵守状況について、監査法人からの指摘事項はなかった。

議事3 関連団体の事業活動の適正性を確保する取り組みと、それに対する、外部委員からの助言等

NHKの委員からグループ経営改革の現況を説明、外部委員との意見交換を行った。

【外部委員から】

- ・グループ経営改革が進んでいることは、総じて評価できる。

＜経営人財の育成＞

- ・NHK職員の社長としての子会社出向、子会社の社員を経営人材に育成する取り組みなど、グループ人事施策は重要である。一般的に、経営者の評価は、利益などの定量的なものだが、NHKの子会社は、公共放送への貢献など、定性的な面が大きいと考える。

＜グループフォーメーション＞

- ・組織再編の法律的、会計的な手続きは、知見のある専門家への確認が欠かせない。
NHKメディアホールディングスと、NHKグループ経営戦略局が、傘下子会社の経営管理について、責任や役割を整理し、連携しなければならない。
- ・持株会社がガバナンス業務を引き受けることで、子会社は事業部門に注力できる。
さらに、NHKグループにふさわしい事業展開が可能になるのではないか。

【NHK委員から】

- ・メディアホールディングスは放送センター内に設置され、グループ経営戦略局とのコミュニケーションを活発にすすめている。NHKとメディアホールディングスの機能が重複しないよう配意したい。
- ・持ち株会社の傘下子会社の経営管理責任について。
メディアホールディングスの傘下子会社になっても、放送法ではNHKの「子会社等」のままであり、NHKが経営管理責任を負うことに変わりはない。NHKも要所でグリップしなければならない。
- ・メディア環境が変わっていくなかでは、子会社に求められるNHKへの貢献も変わっていく。NHKサービスのタッチポイントの機会をつくる事業などが期待される。
- ・今後も、あらたな経営環境にあわせたグループ経営施策を検討していきたい。